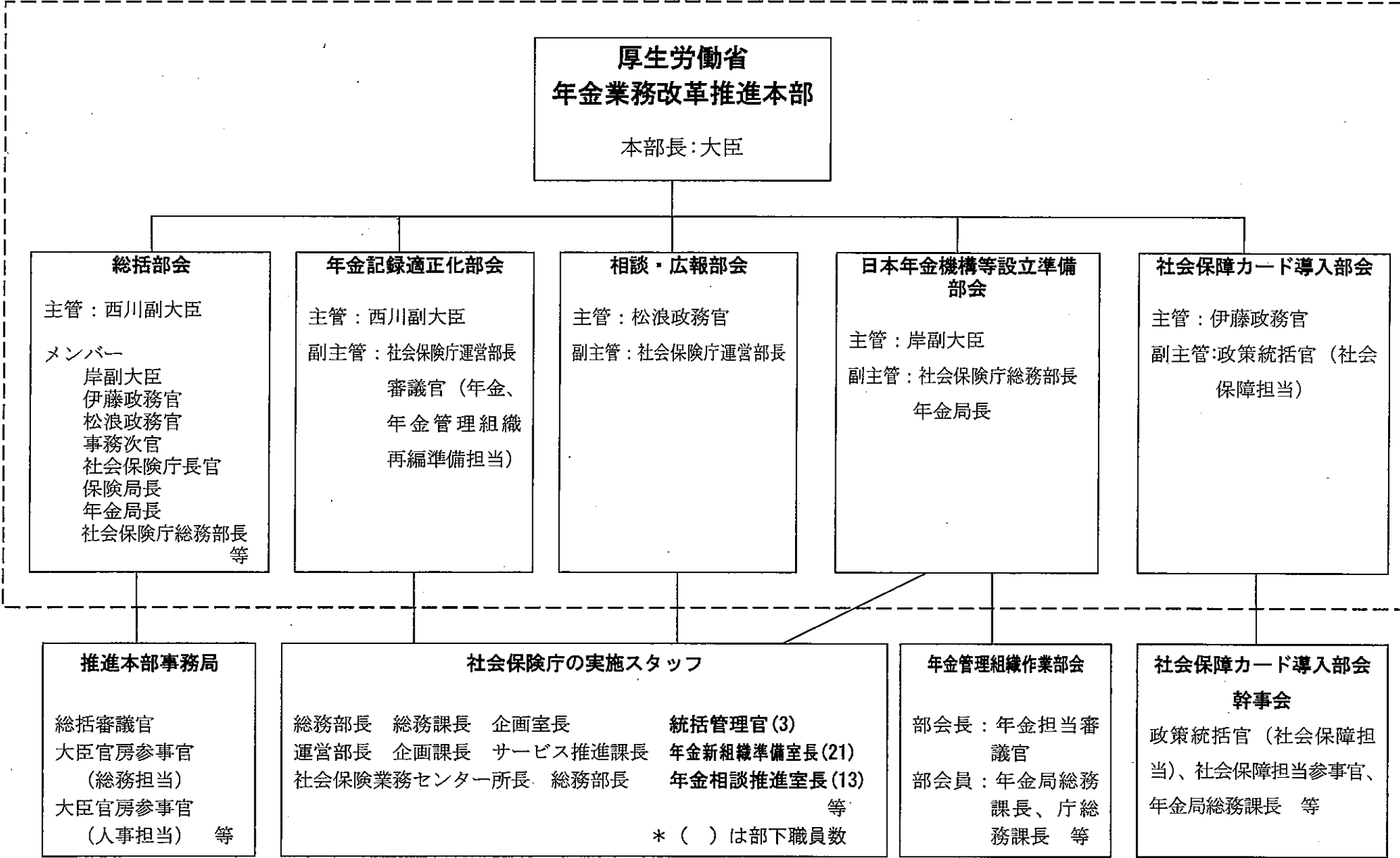
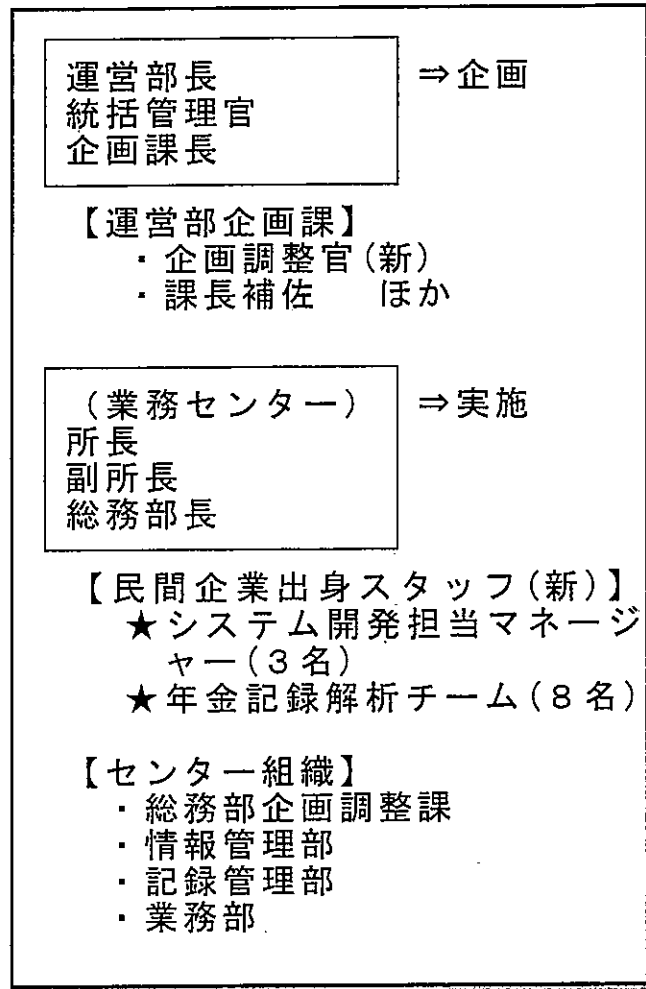


## 厚生労働省年金業務改革推進本部について

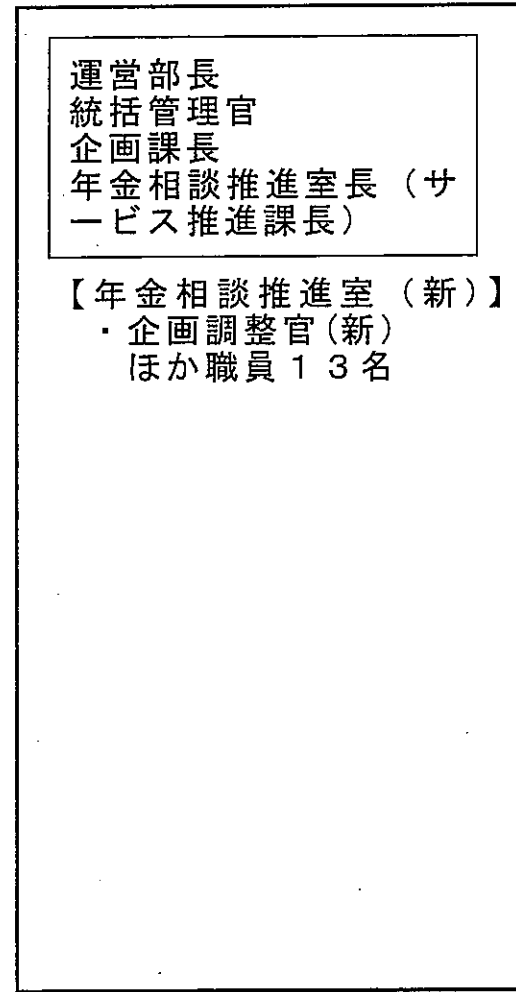


# 社会保険庁における体制

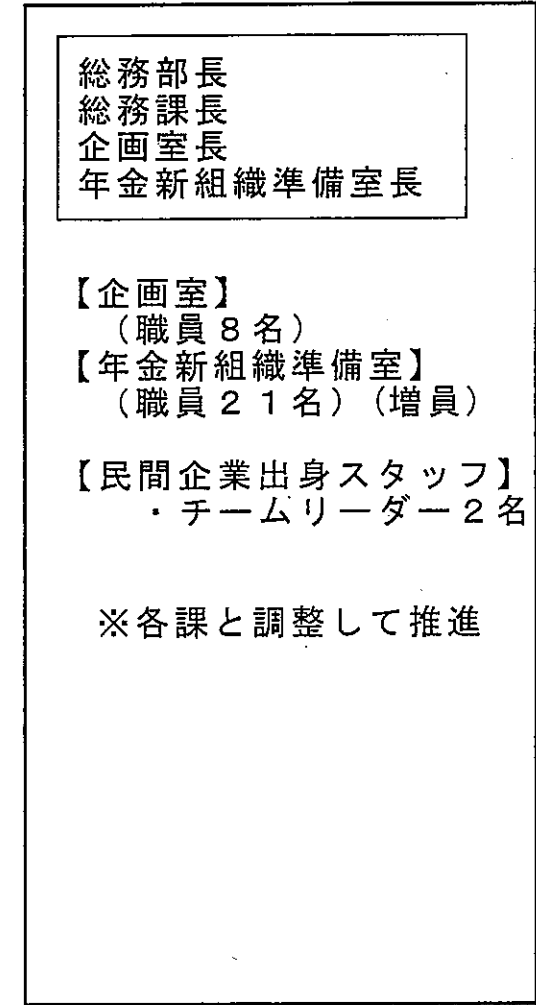
## 【年金記録適正化】



## 【相談・広報】



## 【日本年金機構等設立準備】



## 厚生労働省年金業務改革推進本部の設置

### 1. 趣旨

○ 社会保険庁改革関連法の成立及び「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日政府・与党)の決定を受け、年金記録問題に関する諸施策の確実な実施を推進するとともに、社会保険庁の新体制への円滑な移行を支援するため、厚生労働省に「厚生労働省年金業務改革推進本部」を設置する。

### 2. 本部の組織

(本部の構成)

○ 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。

本部長	大臣
本部長代理	両副大臣及び両政務官
副本部長	事務次官、厚生労働審議官及び社会保険庁長官
本部員	官房長
	総括審議官
	政策評価審議官
	審議官(年金、年金管理組織再編準備担当)
	医政局長
	健康局長
	労働基準局長
	職業安定局長
	老健局長
	保険局長
	年金局長
	政策統括官(社会保障担当)
	社会保険庁総務部長
	運営部長
	社会保険業務センター所長
	社会保険大学校長
	東京社会保険事務局長

(事務局)

- 本部に事務局を置く。
- 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。
- 事務局長は、総括審議官をもって充てる。
- 事務局次長は、本部長の指名する者をもって充てる。
- 事務局の庶務は、大臣官房総務課において処理する。

(部会)

- 本部に、次の部会を置く。

部 会
総括
年金記録適正化
相談・広報
日本年金機構等設立準備
社会保障カード導入

## 部 会 の 構 成

部 会	主 管	委 員
総括	西川副大臣	岸副大臣、伊藤政務官、松浪政務官、事務次官、社会保険庁長官、総括審議官、保険局長、年金局長、政策統括官（社会保障担当）、社会保険庁総務部長、社会保険庁運営部長
年金記録適正化	西川副大臣	【副主管】社会保険庁運営部長、審議官（年金、年金管理組織再編準備担当） 【委員】総括審議官、年金局長、社会保険庁総務部長、社会保険業務センター所長、東京社会保険事務局長
相談・広報	松浪政務官	【副主管】社会保険庁運営部長 【委員】年金局長、政策評価審議官、社会保険庁総務部長、社会保険業務センター所長、東京社会保険事務局長
日本年金機構等設立準備	岸副大臣	【副主管】社会保険庁総務部長、年金局長 【委員】総括審議官、保険局長、審議官（年金、年金管理組織再編準備担当）、社会保険庁運営部長、社会保険業務センター所長、社会保険大学校長
社会保障カード導入	伊藤政務官	【副主管】政策統括官（社会保障担当） 【委員】医政局長、健康局長、労働基準局長、職業安定局長、老健局長、保険局長、年金局長、社会保険庁総務部長、社会保険庁運営部長、社会保険業務センター所長